



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年11月6日金曜日 第155号

### ◇ 目 次 ◇

- 保護水面の指定の変更..... (水産課) ... 940
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 940
- 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 941
- 公共測量の終了の通知..... ( ) ... 941
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (中予地方局農村整備第一課) ... 941
- 道路の供用開始 (県道宇和島城辺線) ..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 941
- 落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 941

### 公 告

- 高精細映像伝送システム機器等の借入れ..... (医療対策課) ... 942
- ふく取扱者試験の施行..... (業務衛生課) ... 942
- 争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 943
- 可搬型モニタリングポストの購入..... (会計課) ... 943

### 選挙管理委員会告示

- 愛媛県選挙公営実施規程の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 944
- 最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部改正..... ( ) ... 946
- 愛媛県選挙事務執行規程の一部改正..... ( ) ... 946

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1192号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条の2第1項の規定に基づき、保護水面の区域及び同水面の管理者を定める件（昭和48年7月農林省告示第1508号）により定められた保護水面の区域を次のように改める。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中村時広

次に掲げる基点1、点ア、点イ及び基点2を順次結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた水面

基点1 松山市二神乙3番2に管理者が建設した標柱の位置

基点2 松山市二神甲1511番地先に管理者が建設した標柱の位置

点ア 基点1から真方位 160度 300メートルの点

点イ 基点1から真方位 242度 1,500メートルの点



#### ○愛媛県告示第1193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中村時広

芳原A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を市道岩松・於泥線南東側官民境界線で結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	津島町岩松	甲2036番	1号
		甲2038番2	2号
		乙392番	3号、4号、5号
		甲2055番	6号、7号
		甲2012番1	8号
		甲2012番2	9号
		甲2023番1	10号

上谷A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	津島町高田	甲2023番6	1号
		甲2021番1	2号
		甲2036番1	3号
		丁822番	4号
		甲2039番	5号
		丁828番1	6号、7号、8号
		丁829番1	9号、10号

	甲2156番	11号
	甲2155番1地先	12号
	甲2083番1	13号
	甲2067番6	14号
	甲2046番	15号

上谷B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱8号を市道下谷線南東側官民境界線で結んだ線、標柱8号と標柱9号を結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	津島町高田	甲2157番	1号
		丁832番2	2号
		丁832番1	3号
		丁833番1	4号
		丁836番1	5号、6号
		甲2277番地先	7号
		甲2297番地先	8号
		甲2182番	9号

○愛媛県告示第1194号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年9月19日から

12月11日まで

- 3 作業地域 愛媛県松山市南梅本町、愛媛県東温市西岡字熊の畑

○愛媛県告示第1195号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年4月3日から10月15日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町下畑地地内

○愛媛県告示第1196号

松山市市坪土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年11月6日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 松山市市坪土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 松山市市坪土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間 令和2年11月9日から12月7日まで
- 3 縦覧場所 松山市役所本庁

○愛媛県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑丙832番2から同町緑丙830番4まで	令和2年11月6日

○愛媛県告示第1198号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
松山東警察署庁舎新築工事	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和2年10月16日	松山東警察署庁舎新築工事熊谷・一宮・黒川共同企業体 東京都新宿区津久戸町2番1号	2,717,000,000円	一般競争入札	令和2年7月31日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

高精細映像伝送システム機器等の借入れ

## (2) 借入物品名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 借入期間

令和3年2月1日から令和6年1月31日まで

## (5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

## (6) 入札方法

入札金額は、契約期間全体の総額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) ISO27001の認証を取得している者であること。

(3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 借入物品に係る保守管理の体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 4の(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課医療安全係  
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2447

## (2) 入札書の受領期限

令和2年12月14日（月）から同月16日（水）午前9時59分まで

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

令和2年12月16日（水）午前10時

愛媛県庁第二別館1階 保健福祉部会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和2年11月27日（金）午後5時までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: High-definition video transmission systems, 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 16 December 2020

(3) For further information, please contact: Medical Safety Section, Medical Service Measures Division, Social Welfare and Medical Service Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
Tel 089-912-2447

## ○公 告

## ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和2年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	令和3年1月29日（金）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	令和3年3月16日（火）午前10時	松山市勝山町一丁目1番5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

令和2年12月14日（月）から22日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和2年10月23日あったので公表する。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 令和2年度年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和2年11月12日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユキノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜市医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
可搬型モニタリングポストの購入
- (2) 購入物品名及び数量  
可搬型モニタリングポスト 6組

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和3年3月24日（水）

(5) 納入場所

仕様書等による。

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- |  |  |
|--|--|
| <p>(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先<br/>愛媛県出納局会計課用品調達係<br/>〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2<br/>電話 (089)912-2156</p> <p>(2) 入札書の受領期限<br/>令和2年12月17日(木)午前9時から同月18日(金)午後1時29分まで</p> <p>(3) 入札説明書の交付方法<br/>(1)に掲げる場所で交付する。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所<br/>令和2年12月18日(金)午後1時30分<br/>愛媛県庁第二別館5階 入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨<br/>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金<br/>愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項<br/>この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。<br/>なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。<br/>提出期限：令和2年12月10日(木)午後5時</p> <p>(4) 入札の無効<br/>2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に</p> | <p>求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。</p> <p>(5) 契約書作成の要否<br/>要</p> <p>(6) 落札者の決定方法<br/>この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(7) その他<br/>ア 契約保証金<br/>愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。<br/>イ 入札書の提出方法<br/>電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。<br/>紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。<br/>ウ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the product to be purchased: portable radiation monitoring posts, 6 set</p> <p>(2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 18 December 2020</p> <p>(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan<br/>TEL 089-912-2156</p> |
|--|--|

---

選挙管理委員会告示

---

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年11月6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式 (候補者の氏名等の揭示) (第56条関係)

(候補者届出政党の名称)		(候補者届出政党の名称)		何選挙候補者氏名揭示	何年何月何日執行
党 派		党 派		市(町)選挙管理委員会	
氏 名	ふりがな	氏 名	ふりがな		

- 備考
- 1 文字は、すべて黒色で記載するものとする。
  - 2 令第89条第4項の規定による略称の届出があった候補者の党派は、その略称のみを「(略称) 何々」と記載するものとする。
  - 3 衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては、候補者届出政党の届出に係る候補者については「党派」に代えて「候補者届出政党の名称」を記載し、本人届出又は推薦届出に係る候補者については「党派」は記載しないものとする。
  - 4 候補者の氏名は、その者について選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載するものとし、氏名(通称)には、ふりがなを付するものとする。
  - 5 揭示すべき候補者が多数であるときは、2段以上とすることができる。この場合の揭示は、上段右から左へ掲載順序に従い行うものとする。
  - 6 同姓同名の候補者でその氏名及び党派(候補者届出政党の名称)だけでは区別することが難しいときは、氏名の欄の下に、職業、身分又は住所の類で同姓同名の候補者を区別するに足りる事項を記載した欄を設けるものとする。



第20号様式

その1

年 月 日 何 選 挙 投 票 結 果 速 報

性別	有権者数 (ア)	投票者数	棄権者数	投票率 (%)	仮投票者数等	当日有権者 報告数 (イ)	(ア)と(イ)が異なる場合の理由 (ウ)
男							
女							
計							
備 考	(仮投票等の事由)						
市町名又は 投票区名 若しくは 共通投票所名	発信者		発信時刻		午 前	時	分
	受信者		受信時刻		午 後	時	分

- 注 1 仮投票等には、代理投票の仮投票及び不受理にされ又は拒否された不在者投票を含めること。  
 2 投票率は、小数点以下第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。  
 3 (イ)の欄は、既に報告済の当日有権者数の数値を記入することとし、(ウ)の欄は、(ア)と(イ)の数値が異なる場合にのみ記入すること。  
 4 共通投票所における投票にあっては、投票者数並びに仮投票者数等及び仮投票等の事由について速報すること。



その2

年 月 行 何 選 挙 投 票 結 果 速 報

性別		有権者数 (ア)	投票者数	棄権者数	投票率 (%)	仮投票者数等	当日有権者 報告数 (イ)	(ア)と(イ)が異なる場合の理由 (ウ)	
国内	男							(ア)と(イ)が異なる場合の理由 (ウ)	
	女								
	計								
在外	男								
	女								
	計								
国内+在外	男								
	女								
	計								
備考		(仮投票等の事由)							
市町名又は 投票区名 若しくは 共通投票所名		発信者			発信時刻		午 前	時	分
		受信者			受信時刻		午 後	時	分

- 注 1 仮投票等には、代理投票の仮投票並びに不受理にされ又は拒否された不在者投票及び在外投票を含めること。  
 2 投票率は、小数点以下第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。  
 3 (イ)の欄は、既に報告済の当日有権者数の数値を記入することとし、(ウ)の欄は、(ア)と(イ)の数値が異なる場合にのみ記入すること。  
 4 共通投票所における投票にあっては、投票者数並びに仮投票者数等及び仮投票等の事由について速報すること。

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式

その1 当該市町に属する選挙人に関する不在者投票事務処理簿

不在者投票事務処理簿

委員長印	係印	選挙人		請求		不在事由	交付					投票		備考	
		住所	氏名	受理年月日	請求の方法		交付又は拒絶の年月日	交付用紙等			交付の方法等	拒絶理由	場所		投票の年月日又は投票の送付若しくは送致を受けた年月日
					直接郵便等の別			投票(送信)用紙	封筒	証明書					

備考 「不在事由」欄には、公職選挙法（以下「法」という。）第48条の2第1項各号、第49条第2項、第4項、第7項から第9項までの該当の別を記載すること。なお、法第49条第3項、公職選挙法施行令（以下「令」という。）第54条又は令第59条の6の4第1項の該当者にあつてはそれぞれその旨を追記すること。

その2 他の市町村の選挙人に関する不在者投票事務処理簿

不在者投票事務処理簿

委員長印	係印	選挙人		請求		不在事由	交付		投票		備考
		住所	氏名	受理年月日	請求の方法 直接郵便等の 代理別		交付又は 拒絶の 年月日	交付の方法等 直接郵便等 拒絶の別	投票又は投票拒否 年月日	不在者投票の送致 又は送付年月日	

備考 「不在事由」欄には、公職選挙法第48条の2第1項各号、第7項、第8項の該当の別を記載すること。なお、公職選挙法施行令（以下「令」という。）第54条又は令第59条の6の4第1項の該当者にあつてはそれぞれその旨を追記すること。

その3 在外選挙人に関する不在者投票事務処理簿

不在者投票事務処理簿

委員長印	係印	在外選挙人			請求		不在事由	交付				投票		投票用紙の返還		備考		
		最終住所地 又は本籍地	氏名	在外選挙人 証交付番号	受理年月日	請求の方法		交付又は 拒絶年月日	交付用紙等		交付の方法等	拒絶理由	場所	投票の年 月日又は 投票若し は送致した 月	在外公館長		選管委員長	
						直接 郵便等 の別			投票用紙	封筒								直接 郵便等 拒絶の 別

備考 「不在事由」欄には、公職選挙法第48条の2第1項各号の該当の別を記載すること。

別記第22号様式を次のように改める。

在 外 投 票 事 務 処 理 簿

委 員 長 印	係 印	在 外 選 挙 人			請 求		交 付			投 票			投票用紙 の返還		備 考		
		最終住所地 又は本籍地	氏 名	在外選挙人 証交付番号	受理年月日	請 求 の 方 法	交付又は 拒 絶 の 年 月 日	交 付 用 紙 等			拒 絶 理 由	投票の送 付を受け た年月日	指定在外 選挙投票 区の投票 管理の送 致年月日	投票を行っ た在外公 館の名称 等		在外公館長	選 管 委 員 長
						直 接 郵 便 等 の 別		投 票 用 紙	封 筒	郵 便 投 票 の 説 明 書							

別記第25号様式を次のように改める。

**第25号様式 削除**

別記第25号様式の2注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第25号様式の3注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第25号様式の4注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第25号様式の5注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。